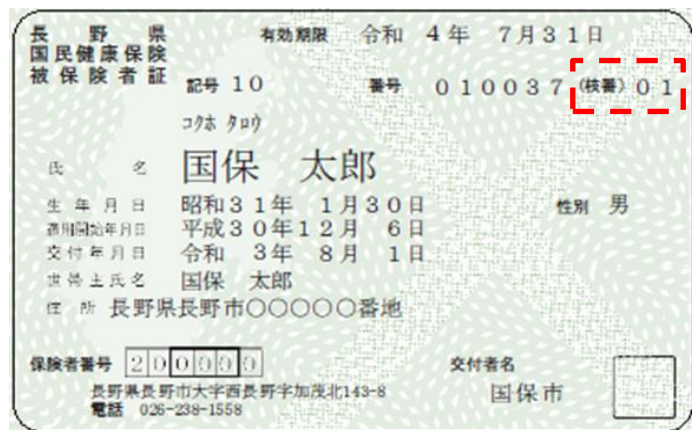


## 《保険医療機関及び保険薬局の皆さまへ》

令和3年8月1日から枝番の付いた新しい**市町村国保**の被保険者証（兼高齢受給者証）が交付されておりますが、令和3年8月診療分の電子レセプトの請求においては、枝番を記録する必要はありません。  
令和3年9月診療分以降より記録をお願いいたします。

記載（記録）例は以下のとおり

### 【被保険者証の記載例】



### 【レセプトへの記録例】

正

「記号」項目の記録 … 10

「番号」項目の記録 … 010037

「枝番」項目の記録 … 令和3年8月診療分まで不要（又は 01）  
令和3年9月診療分以降 01

誤

「記号」項目の記録 … 10

「番号」項目の記録 … 01003701